

ヲ鬼ルニ將來之ヲ統御使役スルコト困難ト認ノラル
、ニ依リ解決ノ条件トシテ年数ノ復職ヲ認ムル外解
雇者ノ手當其他ノ費用ノ向題等ニ就テハ工場主ノ欠
損莫大ナルヲ以テ考慮スルノ意思ナリト称シ居リ兩
者ノ主張ニ相當ノ隔リアルヲ以テ相當ノ期間爭議ハ
持續セラル、モノト認メラル

引續々警告中

右 及申 (通) 報 候 也

別記

血あり涙ある

小山町民諸賢に訴ふ

町民諸君、今田鈴木乾電池工場に勃発した爭議の爲に町民諸賢に不安と多大な
御迷惑をおかけしました事を私共爭議員一同深く遺憾とする所でございます。私共は
不幸にして事ここに至つた真相を發表したいに私共が町を平和の爲に隠忍し来つたのを訴
へ諸君の御同情と公平にこそ厳正な御批判を乞はせしむる所でございます。

従来鈴木商店には當然実施しなければならぬ健康保険の不実施或は工場法を破つてい
る働いた工の徹夜深夜業を強要しておりました或は又其賃銀の如きは女工六十銭男工
一圓五銭と云ふお話と成りないものでした。私共は國法を無視するかに見える行為或は極度
の迷惑を逃れたい爲に六月上旬工場主と交渉を始めたりはありませぬ。幸にして調停者の好意
で工場主の誠意ある謙解との下に全部が貫徹するに至り解決したうであります。

私共は實際勞働組合側が勝つたからいいとすまゝには將來会社内奔の統制の上のりいつ
と云ふ事ではなないと思ふ殊更に組合側が勝つたうでなく一に工場主の好意によるのだと云
ふ事を強調して工場主の面目を立つてこの會社の状態がどうも危殆に達する事を希望した
てあります。それを私共は両者の圓満な解決を以て事とすのみで喜んで業務にい
ていふ心おつたのではありません。所が寢耳に水といひませうかまだ改善條件の三つを実行さ
れないうちに此中何突然工場主は事業不振を名として十四名の解雇を申請して来ました